

下水道使用料について

答 申 書

令和7年12月22日

半田市水道料金等審議会

令和7年12月22日

半田市長 久世 孝宏 様

半田市水道料金等審議会
会長 千頭聰

下水道使用料について（答申）

令和7年6月25日付け、7半下水第509号で諮問のありました下水道使用料について、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

なお、下水道使用料の改定時期については、社会情勢を踏まえたうえで、慎重に判断されることを要望します。

1 はじめに

半田市の下水道事業は、平成28年度より地方公営企業法を全部適用し、経営状況や財政状況が把握できる公営企業会計を導入しており、公営企業として「下水道使用料による自立経営」の実現を目指すことは、本来のあるべき姿である。

のことから、平成9年の改定以来、据え置かれていた下水道使用料を市民生活への影響を考慮しつつ、段階的な見直しを採用することとし、令和5年4月に1段階目の改定を実施した。

当審議会では「下水道使用料による自立経営」に向けて、2段階目となる下水道使用料の改定について、慎重に審議を行った。

2 答申内容

「下水道使用料による自立経営」の実現のために、引き続き事務効率化や広域連携などによる経費削減に取り組むことを前提に、次のとおり改定すべきである。

(1) 下水道使用料の現状と基本的な考え方

- ① 使用料収入は、整備面積の拡大や未接続世帯の下水道接続による増加は見込まれるもの、人口減や節水型機器の導入、水需要の構造変化などによる有収水量の減などが見込まれ、減少する見通しである。
- ② 収支不足額は、令和5年4月の改正により、1年あたり3.5億円前後から1億円前後となり、収支不足額を減少できたが、依然として一般会計から繰出基準外の繰入金で補てんしている現状は変わらず、引き続き独立採算を原則とする公営企業として改善すべき状況である。
- ③ 下水道使用料で回収すべき経費（汚水処理費）を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表す指標である経費回収率は、令和6年度決算で93.04%であり、前回答申時の参考値である令和元年度決算の78.9%から大きく改善している。これは、令和5年4月の使用料改定による影響が大きい。今後は、「下水道使用料による自立経営」に向けて、経費回収率100%となる改定を目指すべきである。
- ④ 「下水道使用料による自立経営」に向けては、汚水処理費用の削減や使用料以外の収益増加も欠かせない。汚水処理費用の削減策としては、広域連携や共同化、管渠の長期利用、事務費削減などが挙げられる。また、収益の増加策は接続率の向上、遊休地の活用などが挙げられる。

（2）改定の前提条件

① 基本目標の設定

【目標】下水道使用料による自立経営

【指標】2段階目の改定により経費回収率を毎年100%維持

② 使用料算定期間の設定

令和8年から令和12年までの5年間

③ 使用料対象経費の確認

下水道使用料で賄う経費である資料②の汚水処理費（A）から繰出基準である分流式下水道等に要する経費を除いた資料②の汚水処理費（B）とする。

④ 改定目安額（改定率）の設定

資料③の9.09%

（3）使用料体系

今回の改定における使用料体系は、安定かつ持続可能な下水道事業経営を行ううえで、安定収入である「基本使用料」のみを改定することとし、以下の考え方に基づき算定することが妥当である。

なお、新使用料体系（案）は資料⑤を参照。

- ① 現行の使用料体系である「基本使用料」に6段階の「従量使用料」を加算するものを踏襲することとする。
- ② 「基本使用料」の算定にあたっては、前回算定根拠の「需要家費及び固定費40%」の固定費の割合を改定目安額（改定率）を超えるように、資料④のとおり可能な限り基本使用料で賄えるよう算定することとする。
- ③ 「従量使用料」の算定にあたっては、現行体系を維持することとする。

（4）使用料体系の改定理由

今回の改定において、次のとおり改定することは妥当と考える。

前述のとおり改定する理由としては、安全で快適な都市生活に欠かせない都市基盤である下水道を、将来に渡って適正に管理するうえでは、持続的に安定した下水道事業経営が必要であることから、最も安定した収入である基本使用料を増額すべきである。

このことから、毎年経費回収率100%を維持する改定目安額（改定率）の9.09%を下回らないように、基本使用料のみで改定することとし、資料④のとおり、現行の基本使用料600円（税抜き）から215円増額の815円（税抜き）とする。

この改定内容により、前回答申時の基本使用料の算定根拠である「需要家費及び固定費の40%」から「需要家費及び固定費の56.7%」となり、基本使用料で固定費を賄う額が増額したことで、安定した下水道事業経営が可能となる。しかしながら、将来の有収水量減少に備え、より安定した下水道事業経営に取り組むうえで、今後の使用料改定においても、基本使用料で固定費を賄う割合は漸進的に高めていく必要がある。

3 附帯意見

- (1) 持続的に安定した下水道事業経営を行っていくために、水需要の構造変化を踏まえた適切な下水道使用料体系となっているか、適宜、モニタリングを実施するとともに、新たな収益の確保や広域連携、事務効率化などによる経費削減に引き続き取り組むこと。
- (2) 安全で快適な生活に欠かせないインフラである下水道施設を将来に渡つて適正に管理するために、収支のバランスを保ちつつ、資金計画や予算管理を行うこと。
- (3) 今後の使用料改定の目標については、経費回収率100%の維持を前提としつつ、施設の老朽化による事故や自然災害による緊急事態のリスクに備え、内部留保資金の目標額確保など、新たな目標について検討しておくこと。

4 その他の意見

基本使用料のみを改定した場合の下水道使用料は、使用水量の少ない世帯の負担は大口利用者に比べ大きくなるので、特に子育て世帯や生活困窮世帯に対して、半田市として下水道使用料以外の施策で支援を検討してほしい。

5 附属資料

- 【資料①】半田市水道料金等審議会委員名簿及び審議会開催日程等
- 【資料②】使用料対象経費
- 【資料③】改定目安額（改定率）の設定
- 【資料④】使用料改定シミュレーション
- 【資料⑤】新使用料体系（案）

半田市水道料金等審議会委員名簿

構成	所 属 ・ 役 職	氏 名
会長	日本福祉大学 教授	ちかみ さとし 千頭 聰
副会長	愛知工業大学 教授	まるやま やすし 丸山 恭司
委員	近藤敏通会計事務所	こんどう としみち 近藤 敏通
委員	知多信用金庫 理事	さかきばら えいじ 榎原 英治
委員	半田商工会議所 専務理事	こやなぎ あつし 小柳 厚
委員	半田青年会議所	さかきばら ふとし 榎原 太
委員	社会福祉協議会 常務理事	おのだ やすし 小野田 靖
委員	区長連絡協議会 理事	はんだ まさや 半田 雅也
委員	特定非営利活動法人りんりん 理事長	わたなべ ちえ 渡邊 千恵
委員	公募委員	おおつぼ しげお 大坪 成生
委員	公募委員	うちだ ともや 内田 智也
委員	公募委員	ほしの ひろみ 星野 弘美

●水道料金等審議会開催結果（下水道課分）

	開催日時	開催場所
第1回	令和7年 6月25日（水）19時	大会議室
第2回	令和7年 7月 9日（水）19時	庁議室
第3回	令和7年 8月 6日（水）19時	庁議室
第4回	令和7年12月10日（水）19時	庁議室

【資料②】

使用料対象経費（税抜）

区分	内 容	単位	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
有 収 水 量		千m ³	10,025	10,030	9,979	9,956	9,878	9,830	9,787	9,797	9,753	9,701	
維持管理費	汚水管渠費	汚水管渠（マンホール・ポンプを含む）を維持管理するための費用	千円	24,512	21,926	20,728	20,803	20,879	20,956	21,035	21,115	21,198	21,282
	普及促進費	供用開始区域内における未接続世帯を対象とした普及促進事業	千円	5,428	5,444	5,730	5,089	5,191	5,278	5,367	5,459	5,553	5,648
	うち公費負担分		千円	-2,714	-2,722	-2,865	-2,545	-2,596	-2,639	-2,864	-2,730	-2,777	-2,824
	流域下水道管理運営費負担金	浄化センター（県）に支払う浄化処理費用	千円	648,109	675,181	684,622	704,661	702,671	698,728	699,997	699,089	690,483	687,870
	総係費	事業活動全般にかかる一般管理費	千円	99,035	99,897	100,930	99,912	100,329	100,751	101,179	101,613	102,051	102,499
	その他												
	小 計		千円	774,370	799,726	809,145	827,920	826,474	823,074	824,714	824,546	816,508	814,475
		円/m ³		77.2	79.7	81.1	83.2	83.7	83.7	84.3	84.2	83.7	84.0
資本費	減価償却費	汚水管や浄化センターなどの建設費等（資産価値減少額を計上）	千円	1,176,387	1,175,495	1,171,067	1,166,554	1,168,549	1,175,689	1,180,281	1,188,929	1,189,280	1,191,692
	資産減耗費		千円	22,909	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	長期前受金戻入	※減価償却費等に対する補助金等見合い分	千円	-541,728	-536,327	-530,512	-522,557	-520,527	-522,093	-523,207	-526,759	-523,309	-523,512
	支払利息	汚水管や浄化センターなどの建設に際し借り入れた企業債の支払利息	千円	150,743	152,596	142,248	134,449	133,305	128,047	125,813	125,429	120,277	111,892
	うち公費負担分		千円	-11,990	-12,119	-10,973	-10,006	-8,650	-7,485	-6,597	-6,280	-5,934	-5,512
	小 計		千円	796,321	789,645	781,830	778,440	782,677	784,158	786,290	791,319	790,314	784,560
		円/m ³		79.4	78.7	78.3	78.2	79.2	79.8	80.3	80.8	81.0	80.9
計	汚水処理費（A）		千円	1,570,691	1,589,371	1,590,976	1,606,360	1,609,151	1,607,232	1,611,004	1,615,865	1,606,822	1,599,035
	汚水処理原価（A）		円/m ³	156.6	158.4	159.4	161.4	162.9	163.5	164.6	165.0	164.7	164.9
計	うち公費負担分	※分流式下水道等に要する経費	千円	-66,941	-84,796	-93,936	-112,658	-127,036	-132,732	-142,954	-146,315	-143,872	-143,885
	汚水処理費（B）		千円	1,503,750	1,504,575	1,497,040	1,493,702	1,482,115	1,474,500	1,468,050	1,469,550	1,462,950	1,455,150
	汚水処理原価（B）		円/m ³	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0

【参考】維持管理費の内訳（性質別分類）

公共 (半田市)	人件費	給与、退職給付費、法定福利費など	千円	36,047	36,673	36,538	35,161	35,592	36,021	36,278	36,904	37,358	37,823
	需用費	委託料、負担金、動力費、備品費など	千円	29,205	29,281	29,357	29,433	29,510	29,587	29,664	29,741	29,818	29,896
	修繕費	汚水管の清掃費及び修繕費など	千円	16,496	14,078	14,115	14,151	14,188	14,225	14,262	14,299	14,336	14,374
	徴収委託料	下水道使用料収納業務委託料	千円	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513
	小計		千円	126,261	124,545	124,523	123,259	123,803	124,346	124,717	125,457	126,025	126,605
流域 (愛知県)	維持管理費	浄化センターにおける汚水の浄化処理費	千円	585,370	608,750	611,085	629,236	625,499	623,394	624,663	623,755	615,149	612,536
	資本費	流域下水道（汚水管・浄化センター）の建設費等（資産価値減少額を計上）	千円	62,739	66,431	73,537	75,425	77,172	75,334	75,334	75,334	75,334	75,334
	小計		千円	648,109	675,181	684,622	704,661	702,671	698,728	699,997	699,089	690,483	687,870
計（維持管理費）			千円	774,370	799,726	809,145	827,920	826,474	823,074	824,714	824,546	816,508	814,475

【参考】汚水処理費（B）経費の内訳

区分	対象経費	単位	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
需要家費	使用料徴収関連経費（委託料）	千円	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513	44,513
固定費	下水道使用水量や下水道使用者数の多寡に係わりなく必要とされる経費。資本費・人件費・修繕費など	千円	811,128	784,881	767,905	744,528	734,931	731,259	723,540	725,948	727,954	722,767
変動費	下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費。流域下水道維持管理費負担金など	千円	648,109	675,181	684,622	704,661	702,671	698,728	699,997.00	699,089.0	690,483	687,870
計（汚水処理費（B））		千円	1,503,750	1,504,575	1,497,040	1,493,702	1,482,115	1,474,500	1,468,050	1,469,550	1,462,950	1,455,150

【資料③】

改定目安額（改定率）の設定

（単位：千円）【税抜】

項目	R8	R9	R10	R11	R12
使用料	1,399,029	1,392,463	1,370,876	1,357,526	1,345,713
汚水処理費 (B)	1,497,040	1,493,702	1,482,115	1,474,500	1,468,050
差額 (改定額)	-98,011	-101,239	-111,239	-116,974	-122,337
改定率	7.00%	7.27%	8.11%	8.62%	9.09%

◎改定目安額（改定率）：9.09%（前回は18%）

⇒改定後に経費回収率100%を達成し、令和12年度までは維持できる

使用料改定シミュレーション

今回改定内容（税抜）

	現行（円）	改定後（円）	増減額	増減率
基本使用料	600	815	+215	35.8%
~10m ³	60	60	0	0%
11m ³ ~20m ³	105	105	0	0%
21m ³ ~30m ³	130	130	0	0%
31m ³ ~50m ³	145	145	0	0%
51m ³ ~100m ³	180	180	0	0%
101m ³ ~	250	250	0	0%

1回目+今回改定内容（税抜）

	改定前（円）	改定後（円）	増減額	増減率
基本使用料	450	815	+365	81.1%
~10m ³	50	60	+10	20.0%
11m ³ ~20m ³	90	105	+15	16.7%
21m ³ ~30m ³	115	130	+15	13.0%
31m ³ ~50m ³	130	145	+15	11.5%
51m ³ ~100m ³	165	180	+15	9.1%
101m ³ ~	230	250	+20	8.7%

【参考】支払い想定（1か月分）税込

水量	改定前	現行	改定後	改定前との増減額	現行との増減額
10m ³ の場合	1,045円	1,320円	1,555円	+510円	+235円
15m ³ の場合	1,540円	1,895円	2,130円	+590円	+235円
20m ³ の場合	2,035円	2,475円	2,710円	+675円	+235円
100m ³ の場合	15,235円	16,995円	17,230円	+1,995円	+235円

基本使用料の対象経費
需要家費 (100%)
 +
固定費 (56.7%)
使用料改定率
9.11%

新使用料体系（案）

○ 基本使用料（1か月分）税抜

基本使用料	新	旧	増減額
	815円	600円	215円

○ 従量使用料（1か月1m³につき）税抜

排出量の区分	新	旧	増減額
10m ³ まで	60円	60円	0円
11m ³ から20m ³ まで	105円	105円	0円
21m ³ から30m ³ まで	130円	130円	0円
31m ³ から50m ³ まで	145円	145円	0円
51m ³ から100m ³ まで	180円	180円	0円
101m ³ 以上	250円	250円	0円